

日本銀行法施行令第十七条の規定に基づき、  
日本銀行が国庫納付金の一部を概算で納付す  
るときは、納付金の金額等を定める件

大蔵省告示第五百九号

日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五  
号）第十七条の規定に基づき、日本銀行が国庫納  
付金の一部を概算で納付するときの納付金の金額  
等を次のように定める。

平成十年十一月十三日

大蔵大臣 宮澤 喜一

日本銀行は、日本銀行法施行令第十七条の規定  
に基づき各事業年度に係る国庫納付金の一部を概  
算で納付するときは、次に掲げる金額のうちい  
れか少ない金額を当該各事業年度十一月三十日ま  
でに国庫に納付しなければならないものとする。

一 日本銀行が、当該各事業年度の四月から九月  
までの半期の損益計算上の剰余金の額その他の  
事情を勘案し、当該各事業年度に係る国庫納付  
金の額を超えないと認める金額

二 当該各事業年度に係る一般会計歳入予算の日  
本銀行納付金の額の二分の一に相当する金額